

今後の融資あっせん制度のあり方について

1 平成 29 年度中小企業等資金融資検討委員会での審議内容

(1) 審議内容

平成 31 年度から始まる西東京市産業振興マスタープラン後期計画に向けて、今後の融資あっせん制度のあり方について事業活性化支援資金（中野区の例）、経営改善借換融資制度（江戸川区の例）、制度融資「都小口」との補助併用（調布市の例）の事例を紹介した。

(2) 主な意見

- ① 東京リサーチでは、倒産より廃業が問題視されているので、事業承継によって事業が継続できる制度の必要性が高いと感じる。
- ② 事業転換や事業多角化は、西東京市でもニーズが高い。
- ③ 西東京市の女性の働き方サポート推進事業を実施している中で、小額融資等の要望をいただく機会がある。
- ④ より良い資金計画を作成することは、融資において重要な要因である。

2 東京都の融資制度の動向（平成 30 年度）

	平成 30 年度 新規・拡充内容	主な変更点	
		平成 30 年度（変更後）	平成 29 年度（変更前）
(1)	創業融資の拡充	① 融資限度額 <u>3,500 万円</u> （自己資金なしの場合 <u>2,000 万円</u> ） ② 融資利率 <u>1.5%以内～2.0%以内</u> （責任共有制度対象外のみ）	① 融資限度額 <u>2,500 万円</u> （自己資金なしの場合 <u>1,000 万円</u> ） ② 融資利率 <u>1.7%以内～2.3%以内</u> （責任共有制度対象外のみ）
(2)	事業承継融資の拡充	【新規】 ① <u>一定の財務要件を満たした場合、経営者の個人保証不要とする「経営者保証特例」を新設</u> ② <u>事業承継を受けた経営者が、株式取得等のために活用できる融資を新設</u>	—
(3)	経営支援融資の拡充	小規模企業者に対し、 <u>信用保証料 3分の2</u>	小規模企業者に対し、信用保証料 <u>2分の1</u>
(4)	小口融資の拡充	融資限度額 <u>2,000 万円</u>	融資限度額 <u>1,250 万円</u>
(5)	危機関連融資の新設	【新規】 <u>危機時に一般保証とは別枠で 100%保証を受けられる危機関連融資を創設</u>	—

3 産業振興マスタープラン後期計画策定における意見等

産業振興マスタープラン後期計画期間中（平成 31 年～平成 35 年）において、「創業及び新分野の融資あっせん制度の実施」を位置付ける予定。